

令和6年度補正  
肉骨粉利用促進事業に関する  
Q & A 集

令和6年12月26日版

## 目 次

1	総論（補助内容）	
問 1	どのような機械が補助対象となるのか。	…… 1
問 2	複数年計画で申請できないか。	…… 2
問 3	肉骨粉の原料に牛を使わない場合は補助対象とはならないのか。	…… 2
問 4	補助額に上限はあるのか。	…… 3
2	申請方法	
問 1	いつまでにどこに申請すればいいのか。	…… 4
問 2	申請時に必要な書類は何か。	…… 4
問 3	いつまでに機械の設置を終える必要があるのか。	…… 6
3	成果目標	
問 1	成果目標はどのように立てるのか。	…… 7
問 2	成果目標が達成できなかった場合はどうなるのか。	…… 9
4	開始～完了	
問 1	機械の導入に係る取り組みはいつから開始できるのか。	…… 10
問 2	機械の導入手順はどうすればいいのか。	…… 10
問 3	機械の設置等に本事業の制限はあるか。	…… 11
問 4	交付金はどのタイミングで受け取れるのか。	…… 11
問 5	その他、提出が必要な書類等はあるか。	…… 11
5	留意事項等	
1	導入した機械等についての留意事項。	…… 13
2	政治資金規正法上の分類について。	…… 13

## 1 総論（補助内容）

問1 どのような機械が補助対象となるのか。

（答）

- 1 本事業では、牛肉骨粉を飼料として販売するために必要な品質を確保するために必要な機械導入等を支援しています。
- 2 高品質な牛肉骨粉を製造するための機械、例えば、細菌の増殖を抑制するための「冷却機」、成分を均一に保つための「分析機」、粒子の均一化や毛の細断をするための「粉碎機」、異物の除去するための「篩（ふるい）」等を対象としています。
- 3 なお、機械のほか、導入した機械に肉骨粉を搬入・搬出するためのパイプライン等、直接的に関連する資材等も補助対象です。

更1-1 高品質な牛肉骨粉の定義はあるのか。

（答）

- 1 「高品質な牛肉骨粉」に明確な定義はありません。
- 2 現状で製造している牛肉骨粉について、飼料メーカーや商社等に相談しながら飼料として利用するための課題を確認した上で、それを解決するために必要な機械の導入を検討するようにしてください。（申請時に機械選定理由（機械の能力や規模等）の説明が必要です。）

更1-2 機械を新しくすることで、現状のものより品質が向上すると考えるが、導入理由として適切か。

（答）

- 1 補助事業では「更新」を認めていません。同程度の能力のものを再整備する場合は、導入理由として適切とは言えません。（補助の対象外。）

更 1 - 3 機械の設置費は補助されるのか。

(答)

- 1 本事業は、機械等の本体価格の 1 / 2 以内を補助するものですので、設置費は補助の対象外です。

更 1 - 4 中古の機械は補助対象か。

(答)

- 1 本事業では、中古の機械は補助の対象外です。

更 1 - 5 原料や製品を保存する倉庫は補助対象か。

(答)

- 1 本事業は、機械導入と一体的に整備する必要がある搬送機等の周辺設備を支援する事業ですので、倉庫などの施設整備や、牛肉骨粉の高品質化に直接関係しない油脂関連の機械は補助の対象外です。

問 2 複数年計画で申請できないか。

(答)

- 1 本事業では単年度の計画のみ承認することができます。

問 3 肉骨粉の原料に牛を使わない場合は補助対象とはならないのか。  
また、原料にどのくらい牛を使えば補助対象となるのか。

(答)

- 1 本事業で、飼料として利用が再開された牛肉骨粉の利用を促進するため

の事業ですので、牛を原料として使うことが必須です。

- 2 また、原料に使用する牛の量などによって、優先順位を決めるためのポイントが加算できる仕組みとしています。(ポイントが少ない場合は採択の優先順位が低くなります。)

**問4 補助額に上限はあるのか。**

(答)

- 1 予算には限りがあります。多くの事業者を活用いただきたいので、1事業者あたりの補助額に上限を設定する可能性があります。(要望調査の状況を確認した上で上限額を設定します。上限額は、交付金の額で1～2億円(事業費で約2億～4億円超)程度を考えています。)
- 2 要望調査の際は、上限額を考慮せずに要望してください。上限額が設定された際に申請を取り下げの意向がある場合は、その旨もお知らせください。

## 2 申請方法等

問1 いつまでにどこに申請すればいいのか。

(答)

- 1 要望調査は、都道府県を通じて令和6年12月23日(月)から開始しています。農林水産省(本省)への提出は令和7年1月24日(金)までです(都道府県のメ切は数日早いと予想されます)ので、事業に申請する意向がある場合、早急に事業所が所在する都道府県の畜産主務課にご相談ください。
- 2 要望を受けた内容については、都道府県と地方農政局等において、事業の趣旨に則した内容になっているかを確認するための協議が行われます。そのため、要綱・要領に基づく書類(計画書、根拠書類など)についても、1月末までに都道府県に提出する必要があります。(提出が間に合わなければ、申請できない可能性があります。)
- 3 なお、事業実施主体(候補者)が選定されるのは2月中旬以降となる見込みです。

問2 申請時に必要な書類は何か。

(答)

- 1 本事業の要綱・要領に定められている様式(事業実施計画等)と、様式に記載した内容の根拠となる資料を提出する必要があります。期限までに書類が準備できない場合は、申請が受け付けられない可能性がありますのでご承知おきください。
- 2 様式のほか、申請の際に求められる可能性がある書類は以下のとおりです(必須のものを含む)。このほかにも提出を求められる可能性がありますので、都道府県や地方農政局等の指示に従ってください。
  - (1) 事業実施主体として妥当性を確認するための書類例
    - ・ 組織定款 : 事業実施主体の要件を満たしているか
    - ・ 財務諸表 : 経営状況は健全か

- ・ 事業運営体制：適正に事業を遂行できるか
  - ・ 会計規定：適正に補助金を運用することができるか
  - ・ みどりのチェックシート：コンプライアンスを遵守しているか
- (2) 事業計画の妥当性を確認するための書類例
- ・ 機械選定理由：機械等の規模や能力は適正か
  - ・ 見積書：申請額は適正か
  - ・ 費用対効果：投資によって得られる効果は適正か

### 更2-1 経営状況が悪いと事業に参加できないのか。

(答)

- 1 事業を継続して遂行できるかを判断するため、経営状況も審査対象になります。財務状況が継続的に悪い場合は「不適格」と判断されることがあります。
- 2 経営不振の原因が一時的なものであり、改善される見込みについて根拠をもって説明できる場合は問題ありません。

### 更2-2 費用対効果は1を超える必要があるのか。

(答)

- 1 費用対効果が1を超えないということは、機械等を導入しても採算が取れないということであるため「不適格」と判断されます。
- 2 導入する機械の規模・能力と併せ、投資効率、業務計画等を十分検討するようにしてください。

### 更2-3 みどりのチェックシートの事項が遵守できなかった場合はどうなるのか。(交付金の返還が必要になるのか。)

(答)

- 1 みどりのチェックシートが遵守できなかった場合、まずは都道府県から改善指導がされます。

- 2 改善指導を受けたにも関わらず、事業実施主体に改善の対応がみられない場合、または、法律で罰則が適用された場合等は、交付金の返還が求められる可能性がありますのでご注意ください。

**問3 いつまでに機械の設置を終える必要があるのか。(施工完了期限)**

(答)

- 1 交付決定が令和7年3月上旬頃となりますので、次年度に繰り越しをする見込みです。
- 2 繰り越した場合の完了期限は令和8年3月末までとなります。完了期限が過ぎても事業が完了できない場合は、交付金を支払うことができませんので、余裕をもって、計画的に執行いただくようお願いいたします。

**更3-1 期限内に機械等の導入・設置ができなかった場合はどうなるのか。**

(答)

- 1 期限内に機械等の導入・設置ができなかった場合、交付金を支払うことができません。(概算払いをしていた場合は、交付金の返還となります。)
- 2 ただし、地震による被災、感染症の世界的大流行による機械納期の遅延、戦争による物流の停滞など、予想し得なかった止むを得ない事由によって事業の執行が遅れ、年度内に設置が完了しなかった場合に限り、翌年度に繰り越して使用することが認められます。(1度限り。)
- 3 進捗状況については定期的に都道府県と共有し、必要に応じて助言を得ながら事業を推進するようにしてください。



### 3 成果目標

問1 成果目標はどのように立てるのか。

(答)

- 1 要領別表1の類別F1からF6を参照してください。F1からF3の3つは必須、F4からF6は3つの中から最大2つまでを選択し、最大5つの成果目標を立てることができます。(選択が多いほどポイントを加算することができます。)
- 2 ポイントは合計が高いほど優先順位が高くなります。また、ポイントの合計が38未満の場合は事業に申請することができません。

更1-1 [必須] F1 (飼料仕向け率が80%以上) の解説を求む。

(答)

- 1 牛肉骨粉(豚や鶏が原料に含まれる場合も、牛由来の原料が含まれる場合は全て「牛肉骨粉」にカウントします。)の飼料仕向け率の目標を設定します。
- 2 必須項目ですので、事業完了年度から3年以内に飼料仕向け率が80%以上とする目標を立てることができない場合は申請することができません。加算は30ポイントです。

更1-2 [必須] F2 (牛由来原料の収集範囲) の解説を求む。

(答)

- 1 牛由来原料の収集範囲を目標として設定します。(必須項目です。)
- 2 原料の収集範囲が1都道府県である場合は1ポイントを、4つ以上の都道府県から原料を収集する場合は10ポイントを加算することができます。
- 3 なお、北海道に所在する事業実施主体は、総合振興局・振興局の単

位（14 分割）を1つとカウントできます。（都府県に所在する事業実施主体の場合、北海道は1つとカウントします。）

**更1-3 [必須] F3（牛肉骨粉の出荷先）の解説を求む。**

（答）

- 1 牛肉骨粉の搬出先の数を目標として設定します。必須項目ですので、2社以上に牛肉骨粉を出荷する計画を立てることができない場合は申請することができません。
- 2 牛肉骨粉の出荷先が2社である場合は4ポイント、6社以上に出荷する場合は20ポイントを加算することができます。
- 3 なお、出荷先は「配合飼料工場」を指します。直接の販売先が商社の場合は、その先にある配合飼料メーカーの数をカウントします。

**更1-4 [選択] F4（製造コスト）の解説を求む。**

（答）

- 1 牛肉骨粉の製造コストを1%以上削減させることができる場合に目標として設定することができます。1%以上削減で3ポイント、5%以上削減で15ポイントを加算することができます。
- 2 また、現況値（事業実施年度の前年度）の製造コストが34,500円/ト、以内であれば5ポイントを加算することができます。

**更1-5 [選択] F5（肉骨粉の出荷量）の解説を求む。**

（答）

- 1 牛肉骨粉の飼料向け搬出量を100ト以上増加させることができる場合に目標として設定することができます。100ト以上増加で3ポイント、300ト以上増加で15ポイントを加算することが可能です。

- 2 また、現況値（事業実施年度の前年度）の肥料及び飼料（養魚用を含む）向けの出荷量が 60 トン以上ある場合は、出荷量に応じて 1～5 ポイントの加算をすることができます。

更 1－6 [選択] F 6（原料（牛）の受け入れ量）の解説を求む。

（答）

- 1 牛肉骨粉の原料（牛）の受け入れ量を現状から 0.5%以上増加させることができる場合に目標として設定することができます。0.5%以上増加で 3 ポイント、2.5%以上増加で 15 ポイントを加算することが可能です。
- 2 また、現況値（事業実施年度の前年度）の原料の受入量が 500 トン以上ある場合は、受入量に応じて 1～5 ポイントの加算をすることができます。

問 2 成果目標が達成できなかった場合はどうなるのか。

（答）

- 1 成果目標が達成できなかった場合は、当該目標が達成されるまでの間、都道府県から改善指導が行われます。
- 2 事業実施主体は、目標が達成できなかった要因分析を行うことで課題を明確にし、課題の解決策を立案し、解決策を実行し、成果を検証する必要があります。成果目標は過大にならないようご注意ください。
- 3 なお、飼料仕向け率 80%は事業の目的・要件です。達成できない場合は補助機械等の目的外使用に該当し、補助金返還を求められる可能性があることをご認識ください。

## 4 開始～完了

問1 機械の導入に係る取り組みはいつから開始できるのか。

(答)

- 1 事業は、交付決定以降に開始する必要がありますので、それまでは着手することができません（機械等の一般競争入札の開始を含む。）
- 2 ただし、事業の効果的な実施を図る上で必要な場合、事業実施主体（候補者）としての内示（割当）を受けた以降、「交付決定前着手届」を都道府県知事あてに提出することで、交付決定前に着手することができます。
- 3 いずれの場合も、都道府県の指示に従い、適正な日付から事業に着手するようにしてください。

問2 機械の導入手順はどうすればいいのか。

(答)

- 1 機械を導入する業者を決めるため、申請時に算定した機械の能力等を基に、一般競争入札を行う必要があります。
- 2 入札掲示期間については、10日間以上（土日祝日を除く。）を確保するものとし、公告を掲示板に掲示する、ホームページに掲載する等により、広く周知に努めるようにしてください。  
なお、行政ならびにその関係機関から指名停止の措置を受けている者は入札に参加することができませんのでご注意ください。
- 3 入札公告が適正に実施されていることを確認するため、書類や写真の提出を求めています。公告の内容や掲示の方法等、具体的な内容は都道府県に相談し、指示に従ってください。

**問3 機械の設置等に本事業の制限等はあるか。**

(答)

- 1 本事業は機械導入の支援ですので、設置に関する制限等はありませんが、導入した機械が適正に稼働することの確認を持って事業が完了しますので、設置・稼働確認までを行う必要があります。
- 2 機械が適正に設置されたことを確認するための現地調査（現地確認）を行う（又は書類や写真の提出を求める）ことがあります。具体的な内容は都道府県に相談し、指示に従ってください。

**問4 交付金はどのタイミングで受け取れるのか。**

(答)

- 1 交付金は、機械を導入・設置し、実績報告を提出した後（事業が完了した後）に受け取ることができますが、同一都道府県内に他の事業者がいる場合、支払いが遅れる（後に事業が完了した者に併せられる）可能性があります。
- 2 実績に応じて交付金を受け取ることができる「概算払い」という仕組みがありますので、資金繰り等の関係で早く交付金を受け取りたい場合は、都道府県にご相談ください。

**問5 その他、提出が必要な書類等はあるか。**

(答)

- 1 主なものを以下に示します。都道府県の指示に従って作業願います。
  - (1) 繰越
    - ・ 令和7年3月末までに繰越の手続きを終える必要があります。（遅れた場合、事業が実施できなくなります。）
    - ・ 期間が非常に短いのでご注意ください。

(2) 遂行状況報告 [要綱第 16]

- ・ 令和 7 年 12 月末の事業実施状況を都道府県に報告する必要があります。
- ・ 提出期限は都道府県から示されます。(都道府県から地方農政局等への提出期限は令和 8 年 1 月末であるため、事業者から都道府県への提出期限は 1 月中旬頃までであると思われます。)

(3) 事業実施状況の報告 [要綱第 22] (毎年)

- ・ 毎年 (事業完了年度から事業年度までの間)、事業実施状況を都道府県に報告する必要があります。
- ・ 提出期限は都道府県から示されます。(④につながるため、事業者から都道府県への提出期限は年度初めから初夏頃までであると思われます。)

(4) 事業の評価 [要綱第 23] (目標年度の翌年度)

- ・ 目標年度における事業の達成状況について自己評価し、都道府県に報告する必要があります。
- ・ 提出期限は都道府県から示されます。(都道府県から地方農政局等への提出期限は令和 10 年 9 月末のため、事業者から都道府県への提出期限は年度の初頃から初夏頃までであると思われます。)

## 5 留意事項等

### 1 導入した機械等についての留意事項。

(答)

- 1 導入した機械等の管理状況を明確にするため、財産管理台帳を整備してください。また、財産処分制限期間の機械装置の適切な管理に努め、事業を適切に推進してください。

### 2 政治資金規正法上の分類について。

(答)

- 1 政治資金規正法第 22 条の 3 第 1 項の規定により、国から一定の補助金等（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄附制限の例外）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から 1 年間、政治活動に関する寄附をすることができないとされています。
- 2 本事業は、寄附制限の例外には該当しない（寄附をすることができない）と考えますので、ご留意ください。